

\*アドバイザーの立場でご参加いただいた方

領事事務所所長	實取 直樹
カンボジア日本人会長	小市 琢磨
カンボジア日本人役員	永田 有吾 (弁護士)
アンコール日本人会 創設者	狐塚 芳明

(敬称略。以下さん付けのみ)

#### 1. 議長の選出

住谷 稔さん  
拍手にて承認

#### 2. 定足数確認(アンコール日本人会会則第12条)

2018年度アンコール日本人会会員総数 88名 議決権数 75票

出席者 17票

委任状 44票

61/75 (81%) 過半数を超えたため総会の成立を確認

#### 3. 議事説明 アンコール日本人会 会長 中尾健太

アンコール日本人会は2019年度からカンボジア日本人会と統合合併する

##### \* 経緯の説明

発足から10年を超え、カンボジアの国内情勢が変化する中で、アンコール日本人会が、今後も円滑に活動を継続するためには、登記・運営・税務等の問題を解決する必要がある。すでに、登記などの問題をクリアにしているカンボジア日本人会の支部となることを検討している。支部化に関して是非を問うために今回臨時総会を開いた。

支部化に伴う会則の改訂は2019年度総会にて行う。今回は統合合併に関する是非の決議のみを行う。

先に開かれたカンボジア日本人会の臨時総会において、会則の改正が行われた。

「シエムリアップ支部会員は一般会員とみなされるもののその会費については役員会の承認を得られることを条件としてシエムリアップ支部が自らこれを決定できるものとする」  
つまり、シエムリアップ独自で運営するという点については、カンボジア日本人会として、了承されている。

#### 4. 質疑応答

2018年3月7日の事前説明会で出た質問に対する回答

回答者：小市さん 永田さん 中尾さん

##### 1) 当局(取締、登記、税務等)とはどこか

カンボジア政府、国税局、内務省等。

過去の例を考えると、プノンペンで起こったことは、数年先にシエムリアップで起こるといえることが多い。

プノンペンのカンボジア日本人会もかつては任意団体であった。カンボジア社会の変化に伴い、法整備が進み、登記や納税に関する部分も厳格化されていった。現在は、経済活動のある団体には、すべて登記と納税が義務付けられている。特に、NGO法案が成立したことによって、企業でない、政府機関ではない団体は、すべて「非政府機関」と位置付けられ、NGO法案の対象となった。そのため、カンボジア日本人会も登記無しでの活動は、「非合法」と認識されるので、円滑に活動を続けるため、登記を行った。

当時受けた説明として、法人のみならず、法人以外の団体も、登記しなければならない。登記や納税なしで活動する団体には、制裁措置があるということだった。現在も内務省と商業省等で、団体登録の手続き整備行われているので、今後も変化する可能性はあるが、まず登記をし、活動を続けよという内容だった。

登記・納税等などの対応を済ませているカンボジア日本人会は、すでに確固たる合法団体である。アンコール日本人会は、その地方支部として帰属することで、合法団体としての活動を続けていくことが望ましいのではないかと考えている。

吸収合併という話になるとプノンペン側が何か影響を及ぼすのではないかと危惧を抱く方がいるかも知れないが、それについては、まったく心配に及ばない。

アンコール日本人会が独自で登記をし、毎月の税務申告をして、運営を続けていくという方法もあると思うが、そのための維持コストはかなり高額になることは間違いない。事実、カンボジア日本人会としても、それにかかる経費はかなりの額になっている。それを考えたとき、会員数の

少ないアンコール日本人会で、同じことをするのは、かなり難しいと考えている。具体的には、現在のプール金を含むシェムリアップ日本人会の会費すべてを登記と税務処理に当てても足りないくらいのコストがかかると言わざるを得ない。

登記を行わず、今のままで続けていくという選択肢もあるかもしれないが、10年以上活動を続け、会員を募って活性化させようとしている「日本人会」が、グレーのままでもいいのかという思いが、個人的にはある。さらに心配するのは、もし追徴課税となった場合、過去に訴求されて大きな額を請求されることは十分考えられる。その時、誰が責任を取るのかということである。カンボジア日本人会は、登記作業を行う際、日本人学校、日本人補習授業校を下部組織とした。これらは、カンボジア日本人会という枠の中に帰属しながら、それぞれ別にアカウントを持って、独自に会計処理を行っている。同様に、アンコール日本人会も、別のアカウントを作り、シェムリアップ支部として独自に活動するなら、当面の法的なリスクをカバーできると思っている。かつ、こちらからの提案として、初年度（2019年度）に関しては、1年間の会計処理コストについては、カンボジア日本人会で負担し、アンコール日本人会に対しては新たな負担を求めないつもりである。次の1年の間を通して、建設的な話し合いを進め、調整が必要な部分は調整し、アンコール日本人会でも会計処理等、自前で解決できる部分を増やすよう努力してもらいたい。

今回の吸収合併は、アンコール日本人会にとって、リスクの少ない形で法人化を進める最良の方法だと確信している。

今後、カンボジアの法令が変わることは想像できる。アンコール日本人会の側で会計処理をする人材やシステムが見つかり、将来、シェムリアップ支部が、再び、アンコール日本人会として独立するという状況が発生するかもしれない。その場合、それを妨げるつもりはない。あくまでも同じ日本人として、カンボジアの状況が変化の中で、様々なリスクに対し、「オールジャパン体制」で協力し、予防し、対策しようという気持ちでいるということを理解してほしい。

#### ※罰金に関する補足説明。

団体登録をしていない団体が政府に摘発されると、まず団体活動停止命令が出る。この活動停止命令が出ただけで\$2500程度の罰金。また、「その他刑法規定の適用などを妨げるものではない」という文言は、刑事罰の対象であることも意味している。これ以外に税務当局から過去に遡っての課税も別途ある。

- 2) プノンペンの総会に出席しなければいけないのか  
そもそも総会の出席は義務ではない。特に出席しなければいけないものではない。
- 3) 年会費の差額に関して  
プノンペンとシェムリアップは、別アカウント、別会計なので、年会費については、シェムリアップで独自に決定するものとする。プノンペン側で特別に何かを徴収するというようなことはない。アンコール日本人会という名前がシェムリアップ支部という名前に変わるだけで、会計処理は、引き続きシェムリアップが独自で行う。
- 4) 会則改訂のたたきはあるのか  
メールにて回答済み。  
\*シェムリアップ支部化に関連したカンボジア日本人会会則改訂事項
- 5) 合法的な団体として継続可能という裏付けはあるのか  
現在できうる最良の手段として考えられるのがカンボジア日本人会の下部組織にすることだと思っている。支部化により合法的な団体となる。
- 6) 統合合併後どのような組織に変化するのか  
メールにて回答済み。  
\*カンボジア日本人会組織図にて回答（現段階考えられる組織図）  
  
あくまでも「アンコール日本人会」という名前が、「カンボジア日本人会シェムリアップ支部」という名前に変わるだけであって、運営はシェムリアップ支部で行う。

#### 質問

- 1) 「シェムリアップ支部（アンコール日本人会）」として、名称を遺すことは可能か  
アンコール日本人会には、AJAというロゴがある。「シェムリアップ支部（アンコール日本人会）」として、引き続き、名称とロゴを使うことは可能か。  
  
カンボジア日本人会の役員に確認を取らなければいけないが、個人的には問題ないと思う。通称として使う分には問題ないのではないかと。
- 2) カンボジア日本人会として、プノンペンサイドに、税務処理などに経費がかかっているのなら、将来的にシェムリアップ支部としても、ある程度支払うと言うことは考えているのか

現状細かいところまで詰めているわけではないが、初年度においては、「緊急処置」として、プノンペン側で負担する。次年度のうちに、シェムリアップ側と誠意を持って話し合いを行い、かかる経費について、例えば会員数の割合で按分負担するという形にするなど、すべての日本人会員にとって公平な負担になる方法を考えたい。現状として、ここで、シェムリアップ側に新たな負担を強いるのは重い負担になると思われるので、初年度においては、財政的に余裕のあるプノンペン側で全て負担しようと考えているということである。

5.採決

本日の議事 カンボジア日本人会との合併統合についての採決を挙手にて行う  
賛成者 16 票、委任状 44 票賛成多数で本件は可決

6.中尾会長より挨拶

カンボジア日本人会との統合合併、支部化に関しては、カンボジア日本人会のみなさまやアンコール日本人会の創設者の方など、いろいろな方にアドバイスをいただきながら検討を続けてまいりました。本日ここで可決いたしましたので、より大きな母体として、今まで以上に充実した交流の機会を提供できればと考えております。今後も、役員はもとより、またみなさまの力をお借りしながら、活発な活動を展開したいと思っております。今後ともご協力よろしく申し上げます。  
本日はありがとうございました。

以上にて臨時総会を終了させていただきます。

ありがとうございました。

## シムリアップ支部化に関連したカンボジア日本人会会則改訂事項 (2018年12月9日 承認済み)

### 第10条

- (1) 名誉会長 在カンボジア日本国匿名全権大使
- (2) アドバイザー 在カンボジア日本国大使館領事

### 第13条

- 役員会  
(4)-4 シムリアップ支部を含むその他役員会が必要と思料する地方支部に関する重要事項の決定

### 細則

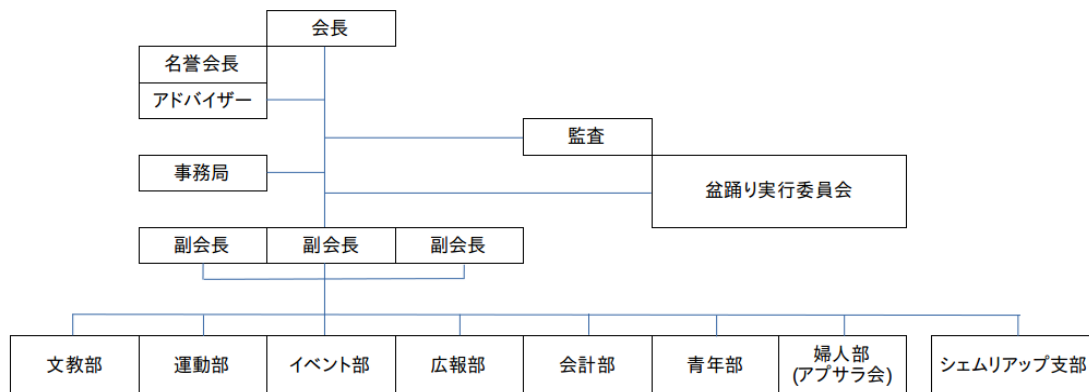
#### 第1条

会費  
一般 \$60 配偶者 \$50  
20歳未満の子女一人につき \$10  
入会年度4月2日現在で3歳未満の子供 無料

※ シムリアップ支部会員は一般会員とみなされるもののその会費については役員会の承認を得られることを条件としてシムリアップ支部が自らこれを決定できるものとする

#### 細則 第5条 その他

下記組織を傘下に置く



## <シムリアップ支部(アンコール日本人会)の会則改訂追記事項(案)>

### [独自性の保持]

本支部はカンボジア日本人会の下部組織として活動を行う  
その活動及び運営決定においてはシムリアップ支部の独自性が担保されているものとする  
(独自性保持、会費、活動など)

※ カンボジア日本人会においてはシムリアップ支部の今後の活動についての自主性や独自の会費設定などについて同意いただき、それを明文化した会則改訂を承認施行済み